

# 仕 様 書

## 1 件名

秋田市河辺市民サービスセンターパソコン等賃貸借

## 2 機器仕様および数量

別紙1「パソコン機器構成等明細書」のとおり

## 3 物件の引渡し期日

令和8年6月30日（火）まで

## 4 賃貸借期間

令和8年7月1日～令和13年6月30日（60ヶ月リース）

## 5 賃貸借方法

秋田市と納入業者間で契約書を締結する。ただし、納入業者に代わりリース会社が当該パソコン等の所有および賃貸料債権を有するときは、当該リース会社を含めた3者契約とする。

## 6 賃貸借料金内容

賃貸借料金には、事前設定調整・事前設置にかかる経費を含む。ただし、消耗品費および保守管理料は含まない。

## 7 調整・納入日程

秋田市河辺市民サービスセンターと協議の上、定める日程

## 8 設置場所

秋田市河辺市民サービスセンターが指定する場所

## 9 納入条件

本件に係わる借入物品の納入にあたっては、機器等の搬入・据付け・結線・事前設定調整・事前設置等に関して、本市担当者の指示に従うこと。

(1) 納入する物品は全て新品であること。

(2) 事前設定・調整

上記の事前設定には、端末機器への周辺装置の装着等の事前組立等の作業を含むほか、IPアドレスの設定等下記の作業項目も含むものとする。なお、各作業項目において設定すべき内容及び初期値は別途本市担当者の指示に従うこと。

また、OS、各プロダクト、通信環境のセットアップについては、本市担当者との協議の上インストール作業を行うものとする。

<インストール作業項目>

◎端末機器

①Windows のインストール

②各プロダクトのインストール・設定

・Microsoft Office Home & Business 2024 のインストール・設定

・Microsoft Access 2024 のインストール・設定

- ・ジャストシステム JUST PDF 6 のインストール・設定
- ・ESET NOD32 アンチウイルス（5 年間有効）のインストール・設定
- ・本体にプリインストールされたソフトウェアのうち、ゲーム等仕様範囲外のソフトウェアのアンインストール

③その他

- ・インストールしたアプリケーションを使用できるように設定
- ・指定された機器にネットワークプリンタを設定
- ・指定された機器にネットワーク対応 HDD を設定
- ・指定された既存パソコンからデータの移行を行うこと

このほかにも機器の円滑な作動に必要な作業が発生すれば協力すること。事前設定調整の作業は、端末機器を設置場所へ納入する前にあらかじめ終えておくこと。

事前設定調整・事前設置にかかる作業およびこれらの作業に伴って使用する消耗品等に要する費用は納入業者の負担とする。

(3) 事前設置

設置場所には事前設定・調整作業スペースがないため、事前に納入業者で作業場所を確保すること。作業場所確保及び使用に伴う諸費用は納入業者の負担とする。

(4) 設置場所への納入

事前設定調整・事前設置等の終了後、当該機器を、秋田市河辺市民サービスセンターへ搬入し、据付け・結線・動作確認等の作業を行うこと。

なお、据付け等の一連の作業は、平日（月曜日～金曜日）の午前 9 時から午後 5 時までの間に実施すること。これ以外の時間帯に作業が必要な場合は、別途本市担当者と協議すること。

搬送および納入又は既存機器の処分がある場合の費用は、納入業者の負担とする。

(5) 納入等における注意事項

UTP ケーブルおよび OA タップについて既存のものがあればそれを使用することは可とする。ただし、別途電源や UTP ケーブル等が必要となる場合には、納入業者が負担すること。

(6) 動作確認

設置された機器がすべて使用可能な状態に調整して納品すること。

動作確認に要する費用は、納入業者の負担とする。

(7) 事後処理・調整を納入業者の負担で行うこと。

ア 外箱の処理

イ 保証書の書き込み、整理（保証書を別に納入業者が作成、保証する事も可とする）

ウ ソフトウェア等ユーザー登録、整理（別に一括して登録する事を可とする）

## 10 検査

(1) 当該物品の納入完了後、物件の引渡し期日までの間に納入検査を行う。

(2) 納入検査において、合格と認められないときは、本契約納入業者は本市担当者の指定する期日までに物品の交換または修正を本契約納入業者の負担で行うこと。

(3) 納入後の本市担当者による製品検査および調整において不具合が生じた場

合、本市担当者の指定する期日までに機器の取り替え又は補正を行うこと。  
ただし、調整時における本市担当者の責による不具合の場合、納入業者はその責を負わない。

## 11 保証

- (1) 賃貸借契約期間中、本契約納入業者は機器のハードウェア的な故障の報告を受けた場合は、速やかに指定場所に赴き、障害機器のメーカーによる修理の手配を行うこと（引取によるメーカー修理も可能）。  
また、修理完了品は、本調達の仕様を満たす状態で納入し、機器メーカーによる修理完了を証明する書類（複写可）を提出するものとする。  
なお、その際の費用は本契約納入業者負担とする。
- (2) 賃貸する物件には、賃貸人において動産総合保険を付するものとする。

## 12 その他

- (1) 本仕様書に記載が無くても、本システムの構築に必要な消耗品については、納入業者の負担により提供すること。
- (2) アフターサービス・メンテナンスに関する要件  
当該物品に関し、秋田市内に迅速なアフターサービス又はメンテナンスのための営業所を有し、その体制が整備されていること。
- (3) 機器操作等に関する指導・相談  
ハードウェア、ソフトウェアの操作等について不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。
- (4) 賃借料支払条件  
月毎に前月分の賃借料を支払う。
- (5) 物件の譲渡  
賃借料が全て支払われた後、借入物品のソフトおよびライセンスのすべてとハードウェアのすべてを本市に無償で譲渡するものとする。
- (6) 疑義等が生じた場合はすみやかに市担当者と協議すること。